

コロナ対応まちづくり協働力アップ事業 業務委託 契約書 (案)

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「コロナ対応まちづくり協働力アップ事業 業務委託」について、次の条項により契約を締結する。

(委託業務)

- 第1条 甲は、コロナ対応まちづくり協働力アップ事業 業務委託（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、業務の実施にあたっては、別紙「コロナ対応まちづくり協働力アップ事業 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙「コロナ対応まちづくり協働力アップ事業 企画提案書」に従い、これを誠実に遂行しなければならない。
- 3 前項の仕様書に定めのない細部については、甲乙協議して定めるものとする。

(委託料)

- 第2条 甲は、前条に定める業務につき乙に対し、委託料 円を支払う。
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円)
(注)「取引に係る消費税額および地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規程に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約期間)

- 第3条 この契約の期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。
- 2 乙は、契約期間内に委託業務を完了しなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

- 第4条 本契約において、契約期間中において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(契約保証金)

- 第5条 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

(履行場所等)

- 第6条 又は市民協働プラザ（那覇市銘苅2-3-1）、受託者の事務所など、効果的で安全かつ適切に実施できる場所とする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、この委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

(委託内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(実績報告等)

第10条 乙は、仕様書に定める成果物（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

- 2 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに成果物を甲に納入すること。
- 3 成果物の納入場所は、那覇市銘苅2-3-1 那覇市市民文化部まちづくり協働推進課 又は市民活動支援センターとする。
- 4 乙の提出する成果物の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(委託料の支払い方法)

第11条 乙は、前条第一項の検査を受けたときは、甲に対して、支払請求書により委託料を請求するものとする。

- 2 甲は、乙の適正な請求を受理した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(著作権の使用)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、その使用に関して一切の責任を負うものとする。

(成果物の帰属)

第13条 業務に基づき作成した成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。但し、甲の承諾があれば、乙は成果物を活用することができる。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密情報を当該業務以外で使用してはならない。

2 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲乙いずれかの責に帰すことができない理由で委託業務の実施が困難となったときは、甲乙協議により本契約を解除、又は変更することができる。

4 甲は乙、乙の代理人又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第 16 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第 17 条 乙は、乙の受託した業務完了後、不適合が発見され、それが乙の責に帰すべき理由である場合は、甲に対し無償で当該瑕疵に対する補修を行うものとする。なお、乙が責任を負う期間は、業務完了後 1 年間とする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義のあるときは、法令等に従うほか、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するために、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 城間 幹子

乙